

長野都市計画事業長野駅周辺第二土地区画整理事業の換地処分に伴う

住所変更の手引き

長野市

令和4年7月

はじめに

このたび、長野都市計画事業長野駅周辺第二土地区画整理事業の施行による換地処分に伴い、換地処分公告の翌日から事業区域内の住所が変わります。

この冊子では、住所変更が実施されることによって、どのような手続きが必要になるのかについて、ご説明いたします。

何かとお手数をおかけいたしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

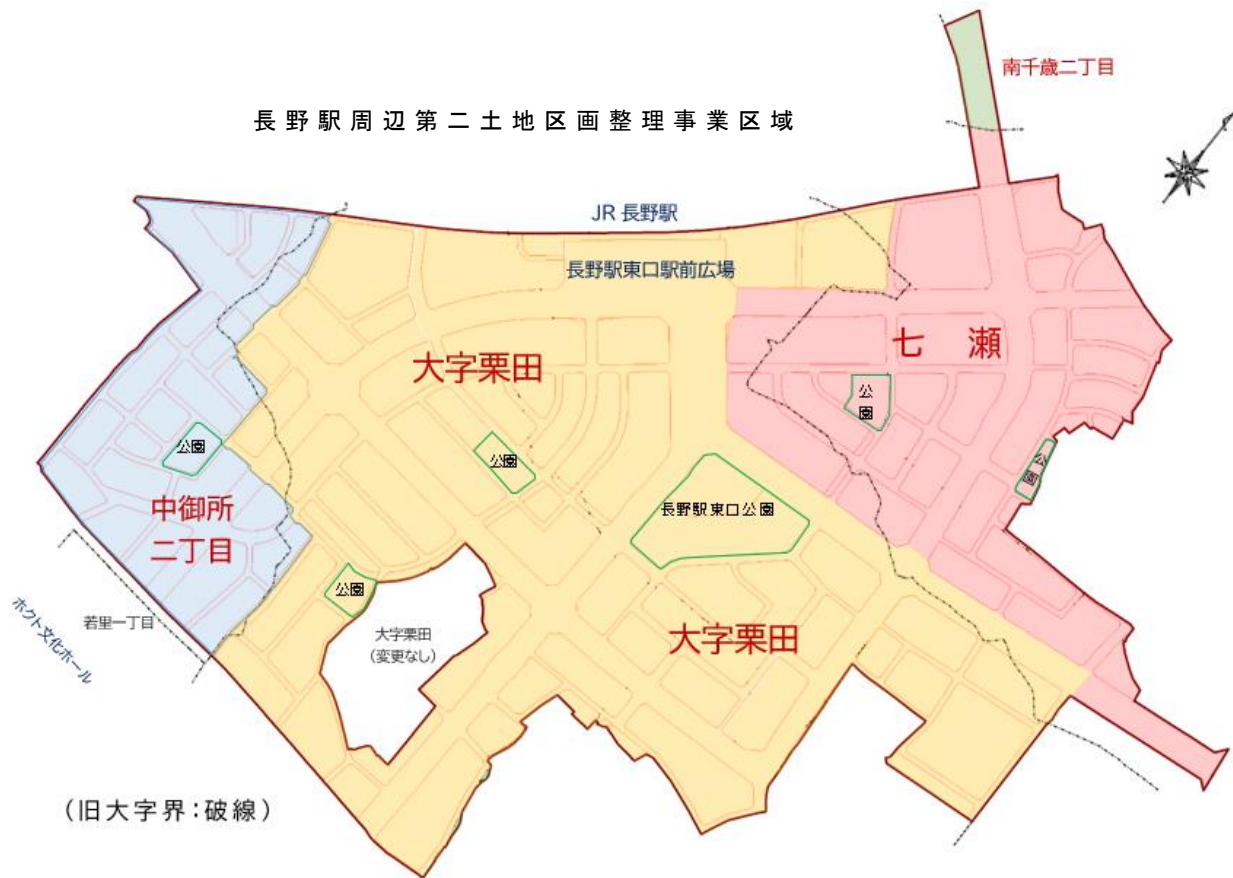
住所変更の期日

令和4年8月13日

目次

新町名・新町界図	1
郵便番号について	1
新しい住所等の表し方	2
住所変更の手続きについて	3
① 皆様ご自身で住所変更の手続きをしていただくもの	3
② 市役所等が記載を変更するもの	8
登記手続きについて	9
その他	10
① 町会・自治会の区域について	
② 固定資産税・都市計画税について	
③ 市民税・県民税 課税内容証明書について	
④ ゴミの収集について	
⑤ 通学区域	

新町名・新町界図



郵便番号について

郵便番号は以下のとおりです。

(新規) 七瀬	380-0922
栗田	380-0921
栗田北中	380-0927
中御所二丁目	380-0935

新しい住所等の表し方

住所（住民票表記）

【例】	変更前	→	変更後
	長野市 大字鶴賀 740 番地 5		長野市 <u>七瀬</u> <u>1 番地 1</u> <small>新町名 新地番</small>
	長野市 大字栗田 353 番地 4		長野市 大字栗田 <u>2400 番地</u> <small>新地番</small>
	長野市 中御所二丁目 18 番 30 号		長野市 中御所二丁目 <u>19 番 40 号</u> <small>新住居表示</small>

不動産（土地・建物）登記

【例】	整理前	→	整理後
	長野市 大字鶴賀字呑沢 740 番 5		長野市 <u>七瀬</u> <u>1 番 1</u> <small>新町名 新地番</small>
	長野市 大字栗田字西番場 353 番 4		長野市 大字栗田字西番場 <u>2400 番</u> <small>新地番</small>
	長野市 中御所二丁目 366 番 2		長野市 中御所二丁目 <u>829 番</u> <small>新地番</small>

※土地の地番は「番」建物の所在は「番地」で表します。

住所変更の手続について

新しい住所への変更に伴い、皆様ご自身で住所変更の手続をしていただく必要があるものと、市役所・法務局などが記載を変更するものがあります。

それぞれ主なものをご案内しておりますが、詳しくは、ご本人の住所変更の届出先へ、お問合せいただきますようお願いいたします。

① 皆様ご自身で住所変更の手続をしていただくもの

以下の表に記載されているものは、法令等により、ご本人に住所変更の手続をしていただく必要があります。

一部の手続（法人の変更登記等）を除いて明確な期限はありません。

また、手続ができるのは令和4年8月13日以後となりますので、ご注意ください。

手続には、「住所変更証明書」（以下の見本）が必要となるものがあります。

見 本

住所変更証明書			
住所の表示	変更前	長野市大字栗田353番地4	
	変更後	長野市大字栗田2400番地	
住所の変更日		令和4年8月13日	
変更事由		土地区画整理法による区画整理の実施に伴い、地方自治法第260条第1項及び第3項の規定による、住所の表示の変更。	
	氏 名		氏 名
1	長野 鶴吉	6	
2	長野 松美	7	
3	長野 寿志	8	
4		9	
5		10	
上記のとおり証明する。			
年 月 日			
長野市長 荻原 健司 印			
(長総第 号)			

「住所変更証明書」は変更日に長野市に住所登録のある方に、世帯単位で、8月20日頃に郵送を予定しています。

お手元に届くまで2～3日かかる場合があります。

郵送された枚数に追加が必要な場合は、変更日以後、市役所総務課又は各支所にて、無料で発行いたしますので、お手数ですが、申請をお願いいたします。

	届出事項	届出先	説明
住民登録等	マイナンバー カード	市役所 市民窓口課 TEL 026-224-8380 各支所	本人による暗証番号の入力が必要です。 * ご本人以外が手続きをする場合はお問合せください。 ○持ち物 マイナンバーカード 又は 写真付きの住基カード <u>上記以外の本人確認書類</u> (運転免許証など)
	住民基本台帳 カード	若里マイナンバー カードセンター 長野市若里 3-22-2 TEL 026-217-9100	
保険・年金関係	国民健康 保険証	市役所 国民健康保険課 TEL 026-224-5025 各支所	現在のものは、有効期限まで使用できます。 新住所に変更をご希望される場合は、届出先窓口又は、各支所へお越しください。 ○持ち物 保険証 本人確認書類 (運転免許証等)
	厚生年金 被保険者 の住所変更	勤務先	変更手続きをしてください。 * 勤務先へ確認して住所変更の手続きをしてください。
	共済年金 被保険者 の住所変更	各共済組合	変更手続きをしてください。 * 勤務先へ確認して住所変更の手続きをしてください。
	国民年金第3 号被保険者の 住所変更	配偶者の勤務先	変更手続きをしてください。 * 配偶者の勤務先へ確認して住所変更手続きをしてください。

	届出事項	届出先	説明
年金関係	厚生年金・国民年金の給付を受けている方	長野南年金事務所 TEL 026-227-1284	お早めに変更手続きをしてください。 基礎年金番号をご用意のうえお問合せください。
	共済年金の給付を受けている方	各共済組合	お早めに変更手続きをしてください。 各共済組合に確認して、住所変更の手続きをしてください。
医療・福祉関係	福祉医療費受給者証	市役所 福祉政策課 TEL 026-224-7829	現在のものは、有効期限まで使用できます。 新住所に変更をご希望される方は、届出先窓口又は各支所へお越しください。 ○持ち物 証書・受給者証 及び 本人確認書類（運転免許証等）
	介護保険被保険者証	市役所 介護保険課 TEL 026-224-7991	現在お使いの被保険者証、負担割合証等は、そのまま使用できます。 更新があるものは、次の更新時に変更されます。 新住所に変更をご希望される方は、届出先窓口又は各支所へお越しください。 ○持ち物 被保険者証、負担割合証等
	介護保険負担割合証等		
	身体障害者手帳	市役所 障害福祉課 TEL 026-224-5030	変更手続きが必要です。 障害福祉課へお越しください。 ○持ち物 手帳・受給者証・手当証書
	療育手帳		
	精神障害者保健福祉手帳		
自立支援医療受給者証			
特別児童扶養手当証書			

	届出事項	届出先	説明
自動車関係	運転免許証の住所、本籍の変更	北信運転免許センター TEL 026-292-2345 長野中央警察署 TEL 026-244-0110	お早めに変更手続きをしてください。 (更新が近い場合は更新時でも可) ○持ち物 ・運転免許証 ・住所変更証明書 ・本籍変更後の書類
	軽自動車の所有者・使用者の住所及び使用の本拠の位置の変更	軽自動車検査協会 長野事務所 長野市西和田 一丁目 38 番 1 号 TEL 050-3816-1854	お早めに変更手続きをしてください。 ○詳しくは該当機関へご相談願います。 ・検査証記入申請書 (申請書は有料です) ・住所変更証明書 ・使用者の印鑑
	普通自動車・オートバイ(125cc 超)の所有者・使用者の住所及び使用の本拠の位置の変更	長野運輸支局 長野市西和田 一丁目 35 番 4 号 TEL 050-5540-2042	・車検証 ※なお、使用者と所有者が異なる場合、所有者の印鑑又は所有者からの委任状が必要です。(法人の場合は代表者印)
犬の登録	犬の登録の住所変更	長野市保健所 動物愛護センター TEL 026-262-1212	登録事項変更届出書の提出、又は、電話で動物愛護センターにご連絡してください。

	届出事項	届出先	説明
許可・認可・免許等	営業許可証・販売許可証・開業許可書・登録票 等	それぞれ所管する官庁 等	法律・条例等に定められた手続きをしてください。 ・ 所管する窓口へお願いします。
	パスポート（旅券）の住所	手続きの必要はありません。	※最終ページに住所を記入されている方は、ご自身で二重線を引き、余白部分に新住所を記入してください。
学校等関係	児童・園児及び保護者等の住所	学校及び保育園	該当する学校及び保育園にお問合せください。
その他、サービス等関係	電気 電話 ガス NHK 金融機関 保険会社 インターネット会社 等	契約先の企業 ・ 金融機関	電気・ガスの一部の企業においては、住所変更の書き換えを企業が行う場合があります。 詳しくは、届出先にお問合せください。

■ 会社・法人関係

届出事項	届出先	必要書類等	期限
会社・各種法人の本店・支店 (主たる事務所・従たる事務所) の所在地変更登記 役員等の住所 の変更登記	本店(主たる事務所) の所在地を管轄 する法務局 支店(従たる事務所) が変更になる場合、 その管轄法務局	・ 登記申請書 ・ 住所変更証明書 ・ 印鑑等	変更日から 本店：2週間以内 支店：3週間以内

■ 上記法務局への変更登記完了後に行う手続き

届出事項等	届出先	必要書類等
法人税、 法人県民税、 法人市民税 に関する手続き 「法人異動届」	税務署 Tel 026-234-0111 総合県税事務所 Tel 026-234-9505 市役所市民税課 Tel 026-224-7056	添付書類等手続きの詳細については、 該当官庁へお尋ねください。 ・ 法人異動届 ・ 法人の登記事項証明書の写し(変更後) e-TAX(国税)、eLTAX(地方税)での 電子提出、郵送又は窓口でご提出ください。

※上記以外にも、法令等により、住所変更の届出が必要なものがあれば、それぞれ所定の手続きをしていただきますよう、お願いいたします。

○誠にそれいりますが、住所変更に必要な費用については、変更手続き等を行う方にご負担をお願いしております。ご理解ご協力をお願い申し上げます。

② 市役所等が記載を変更するもの

市 役 所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住民基本台帳(住民票) ・ 戸籍の表示・戸籍の附票 ・ 印鑑登録原票(印鑑証明) ・ 国民年金のみの被保険者(加入者) ・ 原動機付自転車(125cc以下)、小型特殊自動車の所有者の住所 ・ 上下水道使用者の住所及び設置場所 ・ その他、各種台帳 など
法 務 局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土地登記簿(表題部の所在欄のみ) ・ 建物登記簿(表題部の所在欄のみ) <p>※所有者名義人などの住所はご本人の申請があるまで変わりません。</p>

- 新しい住所に書き換えた被保険者証等が送付されるもの（令和4年8月1日から使用有効なものにかわるもの）

	送付される書類	担当課	問い合わせ先
市役所	後期高齢者医療被保険者証 （9月下旬予定）	高齢者活躍 支援課	TEL 026-224-8767

登記手続について

- 不動産（土地・建物）

《各手続は区画整理登記完了後（令和4年12月）以後に行ってください》

届出事項	届出先	必要書類など	説明
土地・建物等 不動産所有者の 住所変更登記	不動産の所有地を 所轄する法務局	・登記申請書 ・転居履歴のわかる 書類	※手続に期限 はありません ので、売買・ 贈与・抵当権 の設定などの 事由が生じた 時に、併せて 手続されても 結構です。
土地・建物登記簿 に抵当権、地上権、 賃借権、仮登記 等の権利者として 登記している方の 住所変更登記	長野市内の土地・ 建物等については 長野地方法務局 〒380-0846 長野市大字長野 旭町 1108 番地 TEL 026-235-6611	・住所変更証明書 ・印鑑 等	
<p>★土地区画整理事業地内の土地・建物に関する登記事務の停止について★</p> <p>土地区画整理事業地内の土地・建物については、換地処分の登記が完了するまで、一般の登記手続（住所変更手続、売買、贈与等による所有権移転登記等）や登記事項証明書、地図・図面に関する証明交付事務が一定期間停止されます。</p>			

そ の 他

① 町会・自治会の区域について

町会・自治会は、皆様が自主的に組織、運営をしているもので、町の区域や町名変更に関係するものではありませんので、今までどおりで差し支えありません。

② 固定資産税・都市計画税について

換地処分に伴い、令和5年度の課税から換地処分後の土地について評価し、税額を決定いたします。

令和5年1月1日時点における土地の状況により決定される評価額は、課税内容が確定する令和5年4月以降に、資産税課又は最寄りの支所にてご確認ください。

ご不明な点がございましたら、次までお問合せください。

■ 問い合わせ先：財政部資産税課土地評価担当 ☎026-224-7076

③ 市民税・県民税 課税内容証明書について

証明書内に表示される住所は、賦課期日（毎年1月1日）の住所となります。

このため、証明書内に新しい住所が表示されるのは、令和5年度の市民税・県民税課税内容証明書（賦課期日＝令和5年1月1日）からとなります。

ご不明な点がございましたら、次までお問合せください。

■ 問い合わせ先：財政部市民税課 ☎026-224-7056

④ ゴミの収集について

ゴミの収集日・集積所が変わることはありません。

⑤ 通学区域

変更はありません。

お問い合わせ先

〒380-8512 長野市大字鶴賀緑町 1613 番地 長野市都市整備部 市街地整備課 駅周辺整備室 TEL 026-224-5194 FAX 026-226-9905
